

< I 教育の支援 >

1 学校をプラットフォームとした総合的な支援

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
(1)学校教育による学力保障	あおもりっ子育てプラン21	県	きめ細かな学習指導や生徒指導を行うため、市町村立小中学校において少人数学級編制等を実施する。 ・小学校1~4年生については、学年2学級以上で33人の少人数学級編制を実施し、学年1学級34人以上の学級は、学級を分割せず非常勤講師を配置する。 ・中学校1年生については、学年2学級以上で33人の少人数学級編制を実施する。 ・小学校の複式学級については、1年生又は2年生を含む人数の多い学級に非常勤講師を配置する。	対象校における配置率	100% (H27)	100%	707,696	教職員課	
(2)学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	スクールソーシャルワーカー配置事業	県	問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関等とのネットワーク、学校内のチーム体制を構築する。	配置人数	17人 (H27)	21人 (H28)	25,929	学校教育課	
	特色教育支援経費補助(教育相談体制の整備)	県	私立中学校・高等学校における教育相談体制を整備するためスクールソーシャルワーカーを配置する事業など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について県が補助する。	-	-	-	12,600	総務学事課	
	スクールカウンセラー配置事業	県	学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の防止・解決に向けた支援を行う。	配置率	(小)18.9% (中)65.0% (H27)	(小)20.8% (中)77.4% (H28)	78,871	学校教育課	
(3)地域による学習支援	放課後子ども教室推進事業	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	実施箇所数(中核市除く。)	86教室 (H27)	92教室 (H31)	61,316	生涯学習課	
	地域で学校を支える仕組みづくり推進事業	県・市町村	学校に求められる役割が増大する中で、地域で学校を支える仕組みづくりを推進するため、新たな学校支援活動を展開する市町村への支援等を行う。	実施箇所数(中核市除く。)	-	-	6,218	生涯学習課	○
	地域の豊かな社会資源を活用した土曜学習推進事業	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、土曜日等に体系的なプログラムによる学習活動支援を行う。	実施箇所数(中核市除く。)	9か所 (H27)	-	709	生涯学習課	
	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	県・市町村	学校運営協議会を設置している学校で、任命された保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参画する「地域とともにある学校」の仕組み。	-	-	-	-	教職員課	
(4)高等学校等における就学継続のための支援	進学力を高める高校支援事業	県	県立高等学校の生徒の大学進学志望を達成し、大学進学率の向上を図るため、各学校における生徒の進学力向上、教員の指導力向上、保護者の意識啓発を図る取組を支援する。	大学等進学率	44% (H26)	53.8% (H31)	6,464	学校教育課	
	青森県立高等学校学び直し支援金 青森県市町村立高等学校学び直し支援金	県	県立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び県立高等学校等に入学し学び直しをする生徒等に対して、学び直し支援金を支給する。	支援金を支給した生徒の数	8人 (H26)	-	489	学校施設課	
	私立高等学校等学び直しへの支援金	県	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び私立高等学校等に入学し学び直しをする生徒等に対して学び直しへの支援金を支給する。	支援金を支給した生徒等の数	(H27年度開始事業)	-	1,664	総務学事課	

地域産業と学校の連携による地域人財育成事業	県	若年層の県内定着・回帰のために、教員及び児童・生徒、保護者の地域産業への理解を深め、郷土に愛着と誇りを持ち、積極的に地域に関わろうとする人財を育てるものである。そのため各地区連携会議、各地区見本市、フォーラムの開催を行う。	郷土に愛着と誇りを持ち、積極的に地域に関わろうとする人財の育成	—	—	4,146	生涯学習課	○
-----------------------	---	---	---------------------------------	---	---	-------	-------	---

2 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
	私立学校経常費補助	県	私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児又は生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校を設置する学校法人に対して人件費を含む学校の経常的経費について県が補助する。	左の補助金を交付した学校法人の数	82法人(H26)	—	3,881,174	総務学事課	
	保育料軽減事業費補助金	市町村	保護者等が現に扶養している第3子以降の3歳未満児に係る保育料を軽減する。	補助金の対象となった児童数	2,633人(H26)	—	78,038	こどもみらい課	
	多子世帯・ひとり親世帯の保育料負担軽減	県・市町村	年収約360万円未満相当世帯の多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施。 年収約360万円未満相当のひとり親世帯の優遇措置を拡充し、第1子を半額、第2子以降無償化を実施。	—	—	—	8,359,401	こどもみらい課	○
	幼稚園就園奨励費補助	市町村	家庭の所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減する。	—	—	—	—	学校教育課	
	特色教育支援経費補助(幼稚園の子育て支援活動の推進)	県	私立幼稚園の施設又はその教育機能を広く開放する取組など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について県が補助する。	補助金の対象となった私立幼稚園数	86園(H26)	—	48,480	総務学事課	
	幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援	市町村	子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う。	—	—	—	—	こどもみらい課	
	家庭教育支援推進事業	県	今日的な課題に対応する学習プログラムの作成や当該プログラムの進行役(家庭教育アドバイザー)の養成・派遣を行う。	あおもり家庭教育アドバイザー登録者数	82人(H27)	100人(H29)	1,217	生涯学習課	
	絆でつながる家庭教育支援セミナー	県	地域に密着した家庭教育支援者を育成する。	日常的・継続的に家庭教育支援ができる人財の育成	27人(H27)	30人(H28)	886	生涯学習課(総合社会教育センター)	

3 就学支援の充実

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
(1)義務教育段階の就学支援の充実	就学援助	市町村	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	—	—	—	—	学校教育課、スポーツ健康課	
	就学援助(医療費)	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。	支給人員	6人(H26)	—	132	スポーツ健康課	
	就学援助(学校給食費)	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。	支給人員	13人(H26)	—	112	スポーツ健康課	
	こどもサポートゼミ開催事業	県	貧困の連鎖を解消するため、学習塾の費用を捻出することが困難な生活困窮世帯及びひとり親世帯の児童等に対する学習講習会を開催し、学習機会を確保する。	参加児童・生徒数	88人(H27)	128人(H28)	18,983	健康福祉政策課・こどもみらい課	

	スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】	県	問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関等とのネットワーク、学校内のチーム体制を構築する。	(再掲)					学校教育課
(2)高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減	私立高等学校等就学支援金	県	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等に在学する生徒等に対して授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	支援金を支給した生徒等の数	9735人(H26)	—	1,933,085		総務学事課
	高等学校等就学支援金制度(公立)	県	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、当該公立高等学校に在学する生徒に対し、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	支援金を支給した生徒の数	8,569人(H26)	—	2,737,796		学校施設課
	国公立高校生等奨学のための給付金	県	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、当該国公立高校生等がいる世帯の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する。	給付金を給付した保護者等の数	1,946人(H26)	—	489,192		学校施設課
	私立高校生等奨学のための給付金	県	私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対して奨学のための給付金を給付する。	給付金を給付した保護者等の数	809人(H26)	—	248,025		総務学事課
	生活福祉資金(教育支援資金)	青森県社会福祉協議会	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学(入学)するために必要な経費を貸し付ける。	貸付額(送金額)	98,746千円(H26)	—	—		健康福祉政策課
	母子父子寡婦福祉資金貸付	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸付けをする。	就学支度資金及び修学資金貸付件数	589件(H26)	—	323,309		こどもみらい課
	青森県立高等学校授業料及び受講料の免除	県	県立高等学校の生徒又は保護者が、火災・水害など不慮の災害により、授業料等の納付が著しく困難と認められる場合等に授業料及び受講料を免除する。	授業料等を免除した生徒の数	26人(H26)	—	—		学校施設課
	私立高等学校等就学支援費補助	県	私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、私立の高等学校等の設置者が行う授業料等の軽減事業に要する経費について県が補助する。	補助金の対象となった生徒の数	4,456人(H26)	—	160,974		総務学事課
青森県育英奨学金(高校奨学金)	(公財)青森県育英奨学会	青森県の子弟のうち、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な生徒に対して学資を貸与する。	貸与者数	1,477人(H26)	—	—		教職員課	
(3)特別支援教育に関する支援の充実	特別支援教育就学奨励費補助	県、市町村	障害のある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給する。	—	—	—	329,920		学校教育課

4 大学等進学に対する教育機会の提供

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
(1)高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実	青森県育英奨学金(大学奨学金)	(公財)青森県育英奨学会	青森県の子弟のうち、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対して学資を貸与する。	貸与者数	308人(H26)	—	—	教職員課	
	生活福祉資金(教育支援資金)【再掲】	県	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学(入学)するために必要な経費を貸し付ける。	(再掲)				健康福祉政策課	

母子父子寡婦福祉資金貸付【再掲】	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸付けをする。	(再掲)					こどもみらい課	
児童養護施設入所児童等自立支援事業	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	利用児童数	16人(H26)	-	4,000		こどもみらい課	
家庭福祉対策教育支援貸付	県	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対し、大学入学時に必要となる入学金等の一時的経費を支援する。	貸付人数	-	100人	115,691		こどもみらい課	○
児童養護施設退所者等自立援助貸付	県	児童養護施設等を退所する者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	貸付人数	-	就職者24人 大学等進学者2人(H30)	1,849		こどもみらい課	○
青森県医師修学資金	県	主に本県出身の弘前大学医学部入学生を対象に、修学資金の貸与により、医学部進学を支援する。	新規貸与件数	27件(H27)	30件(H31)	94,843		医療業務課	
青森県看護師等修学資金	県	県内の中小規模の病院や診療所等(以下「特定施設等」という。)に勤務する看護職員(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の確保を図るため、県内の看護師等養成施設の在籍生で、将来特定施設等に勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与する。	新規貸与件数	22件(H27)	25件	16,200		医療業務課	
介護福祉士修学資金等貸付	県	①介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付	貸付人数	①21人(H26) ②なし	①64人 ②364人	14,165		健康福祉政策課	○
保育士修学資金等貸付	県	①保育士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した保育士に対する再就職準備金の貸付	貸付人数	-	①105人 ②108人(H30)	9,007		こどもみらい課	○
看護職員資格取得特別対策事業	県、県医師会、医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保をするため、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	資格取得希望者への支援件数	-	9件	22,103		医療業務課	○
(2)国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援	青森県立保健大学	授業料の納入が経済的理由により困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる者について、全額若しくは一部を免除する。(前期、後期ごとに減免判定を実施)	授業料免除人数(全額・半額免除)	115人(H27)	-	-		健康福祉政策課	
	青森県営農大学校	経済的理由等により授業料を納入することが困難と認められた場合、授業料の全部又は一部を免除する。	授業料免除人数	1人(H27)	-	-		構造政策課	

5 生活困窮世帯等への学習支援

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
	こどもサポートゼミ開催事業【再掲】	県	貧困の連鎖を解消するため、学習塾の費用を捻出することが困難な生活困窮世帯及びひとり親世帯の児童等に対する学習講習会を開催し、学習機会を確保する。	(再掲)				健康福祉政策課・こどもみらい課	
	ひとり親家庭等生活向上事業費補助	市町村	ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援等の事業を実施する市町村に対し、事業費の一部を補助する。	実施市町村数	-	6市町村(H29)	6,000	こどもみらい課	○
	児童養護施設等入所児童に対する学習支援	県	児童保護措置費により支払われる教育費・特別育成費の中で、中学生の学習塾費用の実費及び、通塾した高校生等の人数に応じた費用を支給する。	-	-	-	-	こどもみらい課	
	放課後子ども教室推進事業【再掲】	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	(再掲)				生涯学習課	
	地域で学校を支える仕組みづくり推進事業【再掲】	県・市町村	学校に求められる役割が増大する中で、地域で学校を支える仕組みづくりを推進するため、新たな学校支援活動を展開する市町村への支援等を行う。	(再掲)				生涯学習課	○

地域の豊かな社会資源を活用した土曜学習推進事業【再掲】	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、土曜日等に体系的なプログラムによる学習活動支援を行う。	(再掲)					生涯学習課
スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】	県	問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関等とのネットワーク、学校内のチーム体制を構築する。	(再掲)					学校教育課
スクールカウンセラー配置事業【再掲】	県	学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の防止・解決に向けた支援を行う。	(再掲)					学校教育課

6 その他の教育支援

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
(1)子どもの食事・栄養状態の確保	生活保護(教育扶助)	県・市	保護者が負担すべき給食費の額を基準として支給する	法令に基づいた適正な支給件数	1,185件(H26)	—	—	健康福祉政策課	
	就学援助(学校給食費)【再掲】	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。	(再掲)				スポーツ健康課	
	就学援助【再掲】	市町村	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。	(再掲)				学校教育課、スポーツ健康課	
	学校給食の普及・充実	県	障害者を持つ保護者の負担軽減を図る観点から、県立特別支援学校の完全給食未実施校解消を目指す。	未実施校数	5校(H27)	—	—	スポーツ健康課	
(2)多様な体験活動の機会の提供	児童保護措置費	県	児童福祉法第50条の規定により、県が児童福祉施設等に支弁する入所児童の生活費及び施設の最低基準を維持する費用を支払う。	—	—	—	1,978,165	こどもみらい課	
	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業)	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等の事業を実施する。	特別相談件数	22件(H26)	30件	22,992	こどもみらい課	
(3)子育てや修学等に関する相談体制の充実	母子・父子自立支援員の配置	県・市	福祉事務所に、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な各種情報の提供、職業能力の向上、求職活動に関する相談・支援に対応する。	年間相談件数	7,557件(H26)	7885件	11,134	こどもみらい課	

	事業数	予算額(千円)
教育の支援	52 (63)	21,812,975 (22,354,351)

※ ()の数字は再掲事業分を含む

< II 生活の支援 >

1 保護者の生活支援

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
(1)保護者の自立支援	生活困窮者自立相談支援事業	県	平成27年度から全国に新たに設置された自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	①新規相談受付数(20人) ②プラン作成件数(10件) ③新規就労支援対象者数(6人) ④就労・増収率(40%)	①19.4人 ②3.6件 ③1.8人 ④72%(H27)	①20.0人 ②10.0件 ③6.0人 ④40%	54,575	健康福祉政策課	
	生活困窮者に対する家計相談支援	県	受託機関の家計相談支援員が県内6箇所の自立相談支援機関に出向き、多重債務や浪費癖など家計上の問題を抱えている対象者への支援を行う。	新規支援人数	—	12人	972	健康福祉政策課	○
	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	県	児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、自立を支援する。また、必要に応じハローワークとの連携による就労支援を行う。	プログラム策定件数	5件(H26)	6件(H31)	55	こどもみらい課	
	ひとり親家庭等相談機能強化事業	県	離婚等に伴う生活環境の変化に対応し、ひとり親家庭が活用可能な制度等の周知を図るとともに、包括的な支援が行えるよう、母子父子自立支援員の資質の向上、及び市における就業支援専門員設置に向けた支援を行う。	母子父子寡婦福祉資金周知度	36.7%(H26)	50.0%	2,239	こどもみらい課	○
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	県	修学等や疾病等の事由により生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、当該家庭の生活の安定を図る。	派遣回数	5回(H26)	53回(H31)	1,992	こどもみらい課	
	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会等)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等の事業を実施する。	(再掲)				こどもみらい課	
(2)保育等の確保	一時預かり事業	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	利用延人員	468,055人(H26)	82,048人(H31)	164,942	こどもみらい課	
	延長保育促進事業	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	利用実人員	14,239人(H26)	17,463人(H31)	174,169	こどもみらい課	
	病児保育事業	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	利用延人員	9,124人(H26)	19,521人(H31)	71,651	こどもみらい課	
	放課後児童健全育成事業	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	登録児童数	12,868人(H26)	14,994人(H31)	435,421	こどもみらい課	
	満足度の高い保育環境推進事業	県	普段通園している保育所等において、体調不良児を一時的に預かり保育するためのスペースを確保するための改修やライブカメラを設置するための経費、施設職員の研修参加のための代替職員雇上経費を補助する。	利用延人員	9,124人(H26)	27,230人(H31)	13,135	こどもみらい課	○
	放課後子ども教室推進事業【再掲】	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	(再掲)				生涯学習課	
(3)保護者の健康確保	ひとり親家庭等医療費助成事業	市町村	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図るため、母子家庭及び父子家庭の母又は父及び児童(18歳に達した年度末まで)、並びに父母のいない児童に対して、医療費を助成する。	実施市町村数	40市町村(全市町村)(H27)	40市町村(全市町村)	469,890	こどもみらい課	
	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等の事業を実施する。	(再掲)				こどもみらい課	

	乳幼児家庭全戸訪問・養育支援訪問	市町村	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対して育児相談や家事援助等を行う。	事業利用人数	8,935人 (H27)	—	10,683	こどもみらい課	
(4)母子生活支援施設等の活用	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等の事業を実施する。	(再掲)				こどもみらい課	

2 子どもの生活支援

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
(1)児童養護施設等の退所児童等の支援	児童養護施設入所児童等自立支援事業【再掲】	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	(再掲)				こどもみらい課	
	児童養護施設等における18歳以降の措置延長	県	被措置児童が満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、大学等に進学または就職や福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする場合や、障害・疾病等の理由により進学・就職が決まらない児童等であって継続的な養育を要する場合等について、施設等・児童・保護者の意向を確認するとともに、延長が必要と判断された場合において措置延長を行う。	4月1日時点の措置延長児童	9名 (H27)	—	—	こどもみらい課	
	青森県身元保証人確保対策事業	県	施設を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人又は連帯保証人を確保できない場合、県社会福祉協議会を保険契約者、児童養護施設長等を被保険者(身元保証人等)とした損害保険契約を締結し事故発生時の補償を行うことで、身元保証人等を確保し、施設退所児童等の自立を促進する。	利用者数	1件 (H26)	—	30	こどもみらい課	
(2)食育の推進に関する支援	保育所等発！子ども元気スリムプラン	県	幼児期の肥満予防を目的に、保育所における肥満傾向のリーサーチ及び肥満予防保育プログラム等により得られた成果等の普及と小学校との切れ目のない支援を実施する仕組み作りを実施する。	肥満傾向児出現率	8.99% (H26)	—	2,359	こどもみらい課	
	地域に根ざした食育活動推進事業	県	第3次青森県食育推進計画の目標達成のため、あおり食育サポーターの活用による、ライフステージや多様化する要請に対応した食育活動、及び地域の実情に即した食育活動を展開する。	—	—	—	5,208	食の安全・安心推進課	○
(3)ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援	こどもサポートゼミ開催事業【再掲】	県	貧困の連鎖を解消するため、学習塾の費用を捻出することが困難な生活困窮世帯及びひとり親世帯の児童等に対する学習講習会を開催し、学習機会を確保する。	(再掲)				健康福祉政策課・こどもみらい課	
	ひとり親家庭等生活向上事業費補助【再掲】	市町村	ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援等の事業を実施する市町村に対し、事業費の一部を補助する。	実施市町村数	—	6市町村 (H29)	6,000	こどもみらい課	
	一時預かり事業【再掲】	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(再掲)				こどもみらい課	
	延長保育促進事業【再掲】	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	(再掲)				こどもみらい課	
	病児保育事業【再掲】	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	(再掲)				こどもみらい課	
	放課後児童健全育成事業【再掲】	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	(再掲)				こどもみらい課	
	満足度の高い保育環境推進事業【再掲】	県	普段通園している保育所等において、体調不良児を一時的に預かり保育するためのスペースを確保するための改修やライブカメラを設置するための経費、施設職員の研修参加のための代替職員雇上経費を補助する。	(再掲)				こどもみらい課	○
	放課後子ども教室推進事業【再掲】	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	(再掲)				生涯学習課	

3 子どもの就労支援

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
(1)ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会等)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等の事業を実施する。	(再掲)				こどもみらい課	
	児童養護施設退所者等自立援助貸付【再掲】	県	児童養護施設等を退所する者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	(再掲)				こどもみらい課	○
	児童養護施設入所児童等自立支援事業【再掲】	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	(再掲)				こどもみらい課	
	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	県	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用を支援する。	受講者数	0件(H27)	2件	300	こどもみらい課	
	看護職員資格取得特別対策事業【再掲】	県、県医師会、医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格取得をするための学費及びその修業期間の生活費を支援する取組に要する経費の1/2を補助する。	(再掲)				医療業務課	○
(2)親の支援のない子ども等への就労支援	ジョブカフェあおもり運営・推進事業	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	—	—	—	91,883	労政・能力開発課	
	児童養護施設入所児童等自立支援事業【再掲】	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	(再掲)				こどもみらい課	
(3)定時制高校に通学する子どもの就労支援	ジョブカフェあおもり運営・推進事業【再掲】	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	(再掲)				労政・能力開発課	
(4)高校中退者等への就労支援	ジョブカフェあおもり運営・推進事業【再掲】	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	(再掲)				労政・能力開発課	

4 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
(1)関係機関の連携	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	県	平成27年度から全国に新たに設置された自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	(再掲)				健康福祉政策課	
	子ども・若者育成支援推進事業	県	子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会である「青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会」の運営。	協議会の開催数	年2回(H27)	—	199	青少年・男女共同参画課	

地域に根差した子ども・若者支援活動拡大事業	県	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者に対する支援を促進するため、民間支援団体の取組拡大と地域ネットワークの構築を図る。 ①子ども・若者民間支援団体育成研修の実施 ②民間支援団体の登録及び民間支援モデルの普及 ③子ども・若者支援地区連絡会議の設置 ④県民理解の促進(フォーラム、公開講座)	①民間支援団体登録数 ②地区連絡会議の設置数	-	-	6,172	青少年・男女共同参画課	
若者の社会参加促進事業(チャレンジキャンプ)	県	社会とのつながりへのきっかけを求めている若者を対象に、自分に自信をもつことや他者とのコミュニケーション、社会性の育成のきっかけとするため、自立支援に向けたキャンプを実施する。	参加者の社会とのつながりを持った割合	-	70%	519	生涯学習課	○

5 支援する人員の確保等

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
(1)社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化	里親、小規模・住居型児童養育事業の拡充と、児童養護施設等の小規模化、地域分散化に向けた取組	県	「青森県家庭的養護推進計画」(H26年度策定)の推進	施設:グループホーム(GH):里親の定員割合	施設79.7% GH3.6% 里親16.7% (H26)	施設:GH:里親の定員割合を1/3ずつ (H41)	-	こどもみらい課	
	要保護児童支援者研修事業	県	市町村要保護児童対策地域協議会構成員、地域の関係者、社会的養護施設の職員に対して虐待対応及び被措置児童等虐待防止についての研修を実施する。	①参加市町村 ②参加施設	-	①40市町村 ②全社会的養護施設	1,596	こどもみらい課	○
	里親支援事業	県	里親制度の普及啓発、里親の資質の向上を図るための研修や里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に実施する。	里親等委託率	22% (H26)	23.4% (H31)	6,231	こどもみらい課	
	児童相談所における里親委託優先の原則の徹底	県	児童相談所において、保護者による養育が望めない児童の援助方針を検討するに当たって「里親委託優先の原則」により検討することを徹底する。	里親等委託率	22% (H26)	23.4% (H31)	-	こどもみらい課	
	児童相談所虐待対応強化研修事業	県	児童相談所職員の専門性向上のために研修を実施し、研修へ派遣する。	研修受講率	97% (H27)	全ての虐待対応職員が受講	6,134	こどもみらい課	
(2)相談職員の資質向上	母子父子自立支援員に対する研修	県	母子父子自立支援員等相互の情報・意見交換及び事例検討等を通じ、相談員等の資質の向上と業務の円滑化を図る。	参加者数	36人 (H26)	40人	-	こどもみらい課	
	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	県	平成27年度から全国に新たに設置された自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	(再掲)				健康福祉政策課	
	民生委員、児童委員に対する研修	県	民生委員・児童委員が要援護者に対して行う訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進するため、必要不可欠な知識及び技能を習得させる事業	参加人数	527人 (H26)	全市町村の民生委員の研修受講	1,306	健康福祉政策課	
	生活困窮者自立支援制度人材養成研修への参加	県・市	県内において、生活困窮者自立支援制度における各支援員として従事している者について、全国社会福祉協議会が開催する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」に出席させる。	参加人数	9人 (H27)	9人	592	健康福祉政策課	
	特定相談事業(教育研修)	県	保健、医療、福祉、教育等の関係団体を対象に、思春期精神保健に関する研修を実施し、関係者の資質向上と相互連携を図る。	実施回数	年1回 (H27)	年1回	904	障害福祉課	

6 その他の生活支援

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量 (※)	H28当初 予算額 (千円)	担当課	H28 新規
(1)妊娠期からの切れ目ない支援等	妊産婦情報共有システム	県	安全な妊娠、出産環境を構築し、子どもの健全な育成に資するため、医療と保健の連携体制の充実強化を図り、妊娠初期から産褥期まで、一貫した支援を行う。	妊婦連絡票提出率	98.8% (H26)	100.0%	843	こどもみらい課	
	あおもりの未来を変える0歳からの家庭教育応援事業	県	乳幼児期からの家庭教育支援について、調査・研究を行い、市町村の子育て支援策や母子健康手帳への取り込みを図るとともに、普及啓発のための番組をテレビ放映するほか、フォーラムの開催や、祖父母世代を対象とした研修会を行う。	市町村の子育て支援策への反映	—	—	6,704	生涯学習課	○
	乳幼児家庭全戸訪問・養育支援訪問【再掲】	市町村	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対して育児相談や家事援助等を行う。	(再掲)				こどもみらい課	
(2)住宅支援	公営住宅における優遇抽選制度(母子・父子家庭)	県	県営住宅の入居者の一般公募において、入居申込者の数が募集戸数を超え公開抽選を行う場合は、母子家庭及び父子家庭(優遇世帯)の当選倍率を一般の世帯の2倍になるように優遇する。	母子家庭及び父子家庭の入所世帯数	830世帯 (H26)	—	—	建築住宅課	
	青森県あんしん賃貸支援事業	青森県居住支援協議会	子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報等を協議会に登録し、協議会窓口等において情報提供並びに相談に応ずる。	—	—	—	—	建築住宅課	
	母子父子寡婦福祉資金貸付【再掲】	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸付けをする。	(再掲)				こどもみらい課	
	住居確保給付金の支給	県	離職等により住居を失った若しくは失うおそれのある者に対し、家賃相当額の住居確保給付金を支給することと併せて、自立相談支援機関による就労支援を行うことにより、早期の自立を図る。	就労自立率 (40%)	0% (H27)	40%	1,650	健康福祉政策課	

	事業数	予算額(千円)
生活の支援	36	1,538,354
	(59)	(3,294,115)

※ ()の数字は再掲事業分を含む

<Ⅲ 保護者に対する就労の支援>

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
(1)親の就労支援	母子自立支援プログラム策定等事業【再掲】	県	児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、自立を支援する。また、必要に応じハローワークとの連携による就労支援を行う。	(再掲)				こどもみらい課	
	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会等)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等の事業を実施する。	(再掲)				こどもみらい課	
	母子家庭等自立支援給付費補助事業	県	ひとり親家庭が自立して安定した生活を送れるよう、能力開発や資格取得に向けた講座や職業訓練の受講等を支援する。	給付件数	3件(H27)	11件(H31)	11,198	こどもみらい課	
	看護職員資格取得特別対策事業【再掲】	県、県医師会、医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保をするため、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	(再掲)				医療薬務課	○
	ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付	県	高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う。	貸付人数	-	入学準備13人 就職支度13人	1,090	こどもみらい課	○
	介護福祉士修学資金等貸付【再掲】	県	①介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付	(再掲)				健康福祉政策課	○
	保育士修学資金等貸付【再掲】	県	①保育士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した保育士に対する再就職準備金の貸付	(再掲)				こどもみらい課	○
	母子父子寡婦福祉資金貸付【再掲】	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸付けをする。	(再掲)				こどもみらい課	
	離職者等再就職訓練事業	県	離職者等の早期再就職を支援し、雇用の安定確保を図るため、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。	訓練修了者の就職率	72%(H26)	-	675,169	労政・能力開発課	
	離職者生活安定資金融資制度	県	県内に居住する労働者が企業倒産等の事業主の都合により離職することとなった場合に、生活の安定と再就職の支援を図るため、必要な資金を低利で融資する。	融資件数	2件(H26)	4件	6,995	労政・能力開発課	
	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	県	平成27年度から全国に新たに設置された自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	(再掲)				健康福祉政策課	
	生活保護(就労活動促進費・就労自立給付金)	県・市	保護受給し自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費の支給、保護受給中の就労収入の一部を積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給する。	法令に基づいた適正な支給件数	29件(H26)	-	-	健康福祉政策課	
	生活保護(高等学校等就学費)	県・市	一定の要件の下、生活保護世帯の生徒が高等学校で就学する費用を支給する。	法令に基づいた適正な支給件数	566件(H26)	-	-	健康福祉政策課	
(2)親の学び直しの支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】	県	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用を支援する。	(再掲)				こどもみらい課	

	生活保護(高等学校等就学費)【再掲】	県・市	一定の要件の下、生活保護世帯の児童が高等学校で就学する費用を支給する。	(再掲)					健康福祉政策課	
(3)就労機会の確保	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会等)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等の事業を実施する。	(再掲)					こどもみらい課	
	母子父子福祉団体等からの役務・物品の優先調達	県	特別措置法の規定を踏まえた、母子父子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達	-	-	-	-		こどもみらい課	
(4)保育等の確保	一時預かり事業【再掲】	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(再掲)					こどもみらい課	
	延長保育促進事業【再掲】	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	(再掲)					こどもみらい課	
	病児保育事業【再掲】	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	(再掲)					こどもみらい課	
	放課後児童健全育成事業【再掲】	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	(再掲)					こどもみらい課	
	満足度の高い保育環境推進事業【再掲】	県	普段通園している保育所や認定こども園等において、体調不良児を一時的に預かり保育するためのスペースを確保するための改修やライブカメラを設置するための経費の補助等し、病児保育事業への移行を促進する。また、事業実施施設において、病児保育事業の質を確保・向上させ、満足度の高い保育を提供することができるよう、施設職員の研修参加のための代替職員雇上経費を補助する。	(再掲)					こどもみらい課	○
	放課後子ども教室推進事業【再掲】	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	(再掲)					生涯学習課	

保護者に対する就労の支援	事業数	予算額(千円)
	7	694,452
(23)	(2,084,584)	

※ ()の数字は再掲事業分を含む

<Ⅳ 経済的支援>

項目	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	H28当初予算額(千円)	担当課	H28新規
(1)児童扶養手当に関する情報提供及び給付	児童扶養手当	県・市	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給する。	受給者数(市部を除く)	3,383人(H26)	—	1,604,635	こどもみらい課	
	特別児童扶養手当	県	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉を増進を図ることを目的に特別児童扶養手当を支給する。	受給者総数	2,841人(H26)	—	—	こどもみらい課	
(2)児童扶養手当窓口における相談等による自立支援	ひとり親家庭等相談機能強化事業【再掲】	県	離婚等に伴う生活環境の変化に対応し、ひとり親家庭が活用可能な制度等の周知を図るとともに、包括的な支援が行えるよう、母子父子自立支援員の資質の向上、及び市における就業支援専門員設置に向けた支援を行う。	(再掲)				こどもみらい課	○
(3)母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付【再掲】	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸付けをする。	(再掲)				こどもみらい課	
(4)教育扶助	生活保護(教育扶助)【再掲】	県・市	義務教育に伴って必要な学用品、教材代を支給する。	(再掲)				健康福祉政策課	
(5)生活保護世帯の子どもの進学時の支援	生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))	県・市	義務教育を終えた生徒が高等学校に進学する際の入学検定料・入学金を支給する。	法令に基づいた適正な支給件数	163件(H26)	—	—	健康福祉政策課	
	生活保護世帯の高校生の就労収入の取扱(塾経費等の控除)	県・市	高校生の就労収入のうち、学習塾に要する経費や大学就学に必要な経費は収入として認定しない。	法令に基づいた適正な認定件数	10件(H26)	—	—	健康福祉政策課	
(6)養育費の確保に関する支援	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等の事業を実施する。	(再掲)				こどもみらい課	
	母子父子自立支援員に対する研修【再掲】	県	母子父子自立支援員等相互の情報・意見交換及び事例検討等を通じ、相談員等の資質の向上と業務の円滑化を図る。	(再掲)				こどもみらい課	

※ 目標事業量については、()に目標年度を記載。()のないものは、平成32年度の目標事業量

	事業数	予算額(千円)
経済的支援	4	1,604,635
	(9)	(1,953,175)

※ ()の数字は再掲事業分を含む

合計	事業数	予算額(千円)
	99	25,650,416